北海道教育委員会所管施設長寿命化計画（個別施設計画）の概要

1 所管施設の長寿命化計画の背景・目的等

(1) 背景

北海道教育委員会が管理する所管施設は、青少年教育施設、図書館、美術館等18施設あるが、建築後30年以上の施設が約７割を占めるなど著しく老朽化が進んでおり、今後、維持管理・更新等に係る費用の増大が懸念されている。

今後、耐用年数を迎える所管施設の増加が加速することから、「北海道教育委員会所管施設長寿命化計画」を策定し、更に取組を充実・深化させ、戦略的・持続的な老朽化対策を進める必要がある。

(2) 目的

持続可能なメンテナンスサイクルの構築や施設機能の維持向上を図りながら、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化に取り組む。

(3) 計画期間

令和７(2025)年度～令和16(2034)年度の10年間。ただし、期間中であっても、社会情勢や計画の進捗状況により、必要に応じて適宜見直す。

(4) 計画の位置付け

「北海道インフラ長寿命化計画」（行動計画）に基づく個別施設計画とし、道教委が策定する他の関連計画等とも整合を図る。

2 所管施設の実態

(1) 対象施設

道教委が管理する所管施設数及び延床面積は、18施設78,652㎡となっている。

区分	施設数	延床面積
青少年教育施設	６施設	25,946㎡
図書館	１施設	8,039㎡
美術館	５施設	20,348㎡
博物館	３施設	10,228㎡
その他（埋蔵文化財センター）	１施設	7,145㎡
その他（教育研究所ほか）	２施設	6,946㎡
合計	18施設	78,652㎡

2 所管施設の実態

(2) 所管施設の保有状況

所管施設の延床面積を建築年数別で整理すると次表のとおりであり、築後40年を超える施設が全体の40.3%を占め、更新（改築）の時期を迎えることから、施設の耐用年数を延伸させる長寿命化の取組を適切に進める必要がある。

	築年数	延床面積	割合
築年数別延床面積	50年以上	8,543㎡	10.86 %
	40年以上	23,171㎡	29.46 %
	30年以上	20,460㎡	26.01 %
	20年以上	26,478㎡	33.67 %
	合計	78,652㎡	

(3) 老朽化状況の実態

各所管施設から毎年提出される老朽・破損箇所等に係る施設整備計画書の審査結果では、改修を「実施すべき」と判定された工事の総額は、R6.4月時点で約19億円(R4.4月約15億円)に上り、老朽化が進んでいる。

3 所管施設整備の基本的な方針等

所管施設は耐用年数以上の使用を基本とする。

そのため、あらかじめ周期を定め、計画的に大規模改修工事や長寿命化改修工事を実施する。

長寿命化改修は、改修前に行う診断の結果、耐用年数から概ね20年以上の使用が可能な場合に実施することとし、大規模改修工事と同様に建物の機能回復に加え、必要に応じて、スロープや手すりなどユニバーサルデザイン化など生活環境の変化に応じた環境整備を行う。

また、長寿命化が不可能な場合は、改築を検討する。

（庁舎：法定耐用年数50年→目標使用年数70年以上）

4 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

長寿命化改修等の部位毎の主な整備水準は、概ね次のとおりとする。

部位	整備水準
屋根･屋上	屋上防水改修、笠木改修、ルーフドレン改修
外壁	塗装塗替、クラック補修、シーリング打替
建具改修	サッシ取替、内窓樹脂サッシ化
機械設備	配管類の更新、ボイラー更新
電気設備	照明ＬＥＤ化、受変電設備改修

5 長寿命化の実施計画等

(1) 改修等の優先順位付けと実施計画

次の優先順位・考え方で改修等を実施する。

①原則、建築年数順②大規模改修からの経過年数順③老朽化の状況により前倒しを検討④改修事業費が集中しないよう実施時期の平準化

上記の考え方に基づき、毎年の予算編成の中で実施計画を決定していく。

(2) 維持・更新コストの見通し、長寿命化の効果

長寿命化改修を行わない場合（従来型）と長寿命化改修を行う場合（長寿命化型）の費用を比較した結果、長寿命化型では従来型に対して、今後40年間総額▲40億円、年平均▲１億円の圧縮となる。

しかしながら、長寿命化型へ転換しても、近年の施設整備に係る費用より大幅な増額となることから、さらなるコスト縮減や平準化の検討を進める。

6 長寿命化計画の継続的運用

(1) 情報基盤の整備と活用

点検結果や修繕・更新等の履歴情報を一元的に管理するデータベースの整備や利活用を検討する。

(2) 推進体制等の整備

施設管理者や関係部局と連携強化を図り、組織体制の充実に努める。

(3) フォローアップ

ＰＤＣＡサイクルによる継続的なマネジメントを基本とし、必要に応じて計画を見直すとともに、年度ごとの予算編成において個別事業の精査を図る。